

“2018”米沢地区女子フットサルリーグ要項

- 1 目的 地区サッカー愛好者の継続的な意欲と活動を推進するとともに、地区サッカー選手の技術向上に資することを目的とする。
- 2 主催 米沢地区サッカー協会・米沢地区フットサルリーグ運営委員会
- 3 期間 平成30年12月～平成31年3月
- 4 日程・会場 屋内多目的運動場

開催日(日曜日)	午後 2時15分 集合・会場準備	審判
平成30年 12月9日、12月23日	午後 2時30分～	第1試合 事務局
平成31年 1月6日、1月27日	午後 3時15分～	第2試合 事務局
平成31年 2月10日、2月24日		
平成31年 3月10日		

- 5 参加資格 (1) 大会事務局に登録をおこない、スポーツ安全傷害保険等に加入しているチーム。
(2) 追加登録選手は、試合一週間前までに事務局に連絡(FAX可)のうえ、出場可能とする。
- 6 大会事務局 リーグ事務局を米沢市桜木町2-64 相田昌洋(TEL23-0102 FAX24-2857)宅に置く。
- 7 審判 (1) 帯同不要 (事務局で準備します)
- 8 競技日程 (1) 試合は各チーム総当たりのリーグ戦方式とする。
(2) 試合日程の変更は、会場の都合上認めない。
- 9 競技規則 (1) 原則的に2018年フットサル競技規則による。(下記のことについては除く)
(2) 競技選手は6名とし、内1名をゴールキーパーとする。
(3) 試合時間は30分(前半15分、後半15分)、ハーフタイムは5分とする。
(4) 次の試合は不戦敗(0-5)とする。(審判が決定)
(ア) 合開始時刻に試合人数(4人)に満たない場合。
(イ) 登録してない選手が出場したとき。
- 10 ボール (財)日本サッカー協会認定フットボール(主催者側でボールを準備)
- 11 順位 (1) 勝ちが勝点3、引分けは勝点1、負けは勝点0として合計で点数の多いチームを上位とする。
(2) (1)で決しない場合は、得失点差により決定する。
(3) (2)で決しない場合は、総得点の多いチームを上位とする。
(4) (3)で決しない場合は、当該チームの対戦結果の勝者を上位とする。
- 12 表彰 各ブロック一位・二位・三位まで表彰する。
- 13 大会 競技要項 (1) 退場を受けた選手は、社会人リーグ運営委員会規律委員会の裁定により、以降の試合出場について決定する。
(2) 警告については、これを通算して2回受けた者は、次の試合の出場を認めない。
(3) 選手の二重登録は認めない。ただし、下記の条件を満たした時に限り、試合の成立を認めるものとする。
(ア)事務局及び相手チームの承諾を得ること。
(イ)人数は2人までとする。
- 14 罰則 (1) 不戦敗になったチームは、相手チームに対して罰金2万円を支払うこと。
(2) 登録メンバー以外の選手(二重登録の選手も含む)が出場した場合以下の罰則規定を設ける。
→ 規律委員会を開き、処分を決定する。
- 15 参加申込み 平成30年10月26日(金) * 郵送、持参等により別紙申込書を提出すること。
期限 送付先:米沢市桜木町2-64 相田昌洋 (TEL:23-0102 FAX:24-2857)
- 16 代表者会議 日時 平成30年11月9日(金) 午後7時30分から
場所 アクティ米沢 参加費 15,000円を持参のこと。